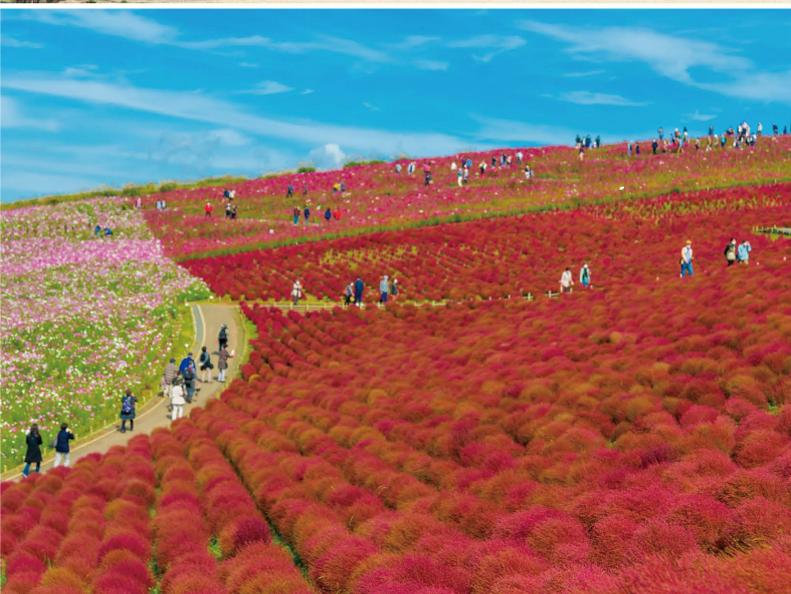
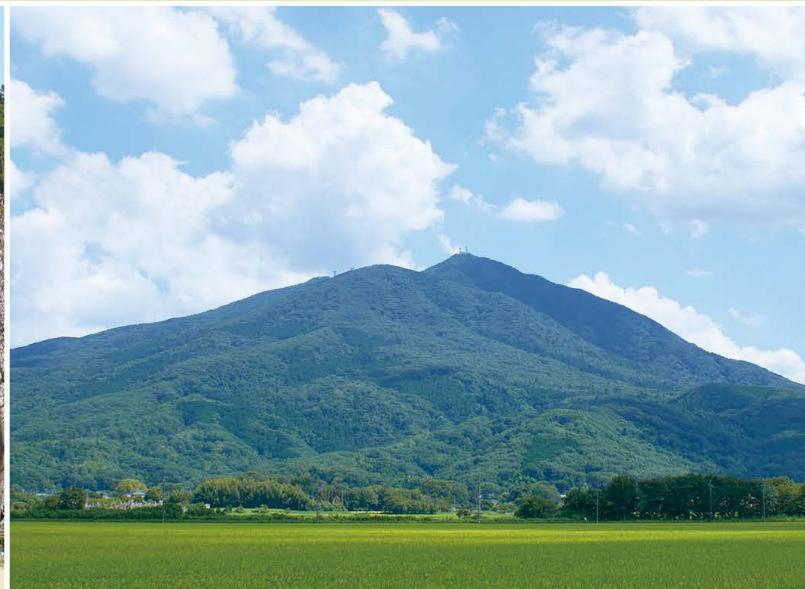


令和  
3  
年度版

医 師 国 保 の し お り

# ライフワークplus



## もくじ

1 医師国民健康保険組合とは	2	5 保険給付について	7
2 茨城県医師国民健康保険組合の組織	3	6 保健事業について	9
3 組合加入資格等について	4	7 茨城県医師国民健康保険組合Q&A	11
4 保険料	5		

茨城県医師国民健康保険組合

# 発刊にあたって



茨城県医師国民健康保険組合  
理事長 松崎 信夫

発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

組合員はじめ被保険者の皆様には、日頃より組合運営に対しましてご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスの感染拡大の中、地域医療を支えていらっしゃる組合員の皆様、また全ての医療従事者の皆様のご労苦に対しまして、深く敬意と感謝の意を表します。

この度、皆様に組合の事業をよりご理解いただくために、また、これから開業を考えている医師の皆様には、組合へのご加入を検討していただく際のお役に立つように、「ライフワークplus～医師国保のしおり～」を発刊いたしました。当組合の事業内容をできるだけ分かり易く紹介し、基本的なQ & Aも掲載しておりますので、ぜひご活用いただければと存じます。

さて、茨城県医師国民健康保険組合は、国民健康保険法に基づき、茨城県医師会会員の医師と従業員、並びにその家族の皆様の医療の確保と保健福祉の向上を目的に昭和33年4月1日に設立され、基本事業としての健康保険の給付のほか、人間ドック・各種健診への助成、予防注射等への補助などの保健事業を行っております。

近年は、国庫補助金が削減される一方で、高齢者医療制度への拠出金や高額医療費の支出が増加するなど、当組合のみならず医師国保組合全体が厳しい財政状況となっておりますが、当組合では、組合員の皆様のご理解とご協力を得ながら、安定した事業運営に向け取り組んでいるところです。

ご承知のとおり、全ての方が公的医療保険に加入し、いつでも誰でも必要な医療が受けられるという世界に誇る国民皆保険制度を通じて、わが国は世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現しました。これからの皆様の安全・安心な暮らしを保障していくためには、現行の社会保険方式による国民皆保険制度を将来にわたって堅持していかなければなりません。

当組合としては、このような信念のもと、今後とも医療をはじめとする様々な社会情勢を慎重に見極めつつ、時宜に即した事業運営と健全な組合運営に真摯に取り組みながら、国民皆保険の一翼を担ってまいりたいと考えております。

皆様方の一層のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

# 1 | 医師国民健康保険組合とは

## 茨城県医師国民健康保険組合

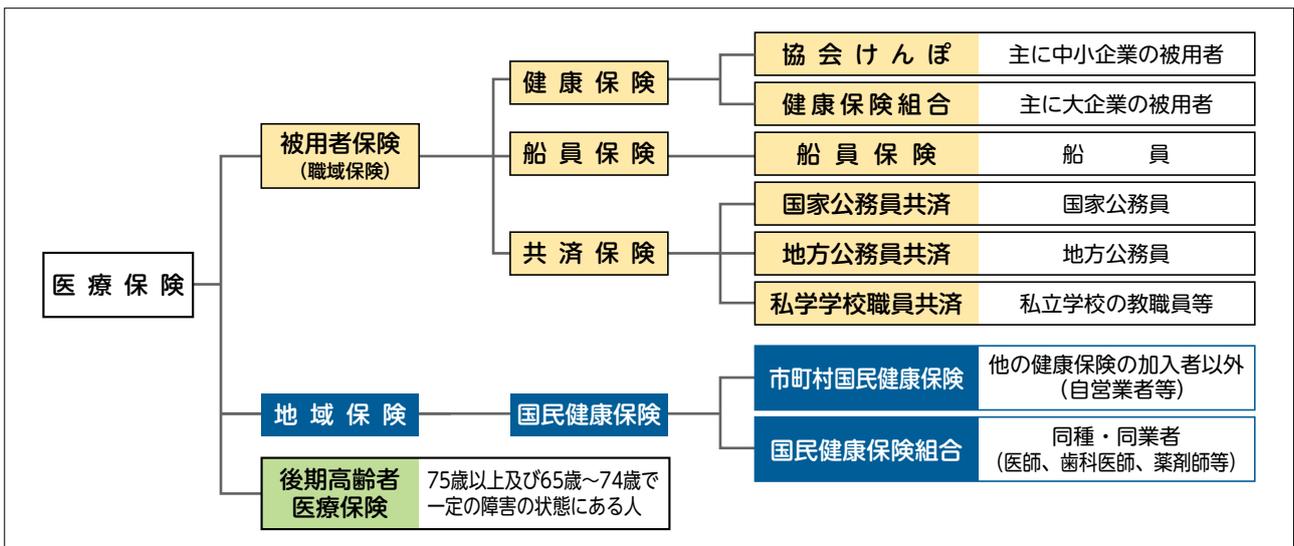
茨城県医師国民健康保険組合は、国民健康保険法に基づいて、医療・福祉の事業または業務に従事する方々の国民健康保険を行うことを目的として、昭和33年4月に設立された公法人です。

当組合は、保険者であるとともに被保険者が医療従事者であり、また一方では医療を受ける側となる三様の立場を持つ特異な国保組合で、医療・福祉の事業に従事する組合員及びその家族の医療保障と健康の保持増進を担っています。

### 医療保険制度の種類

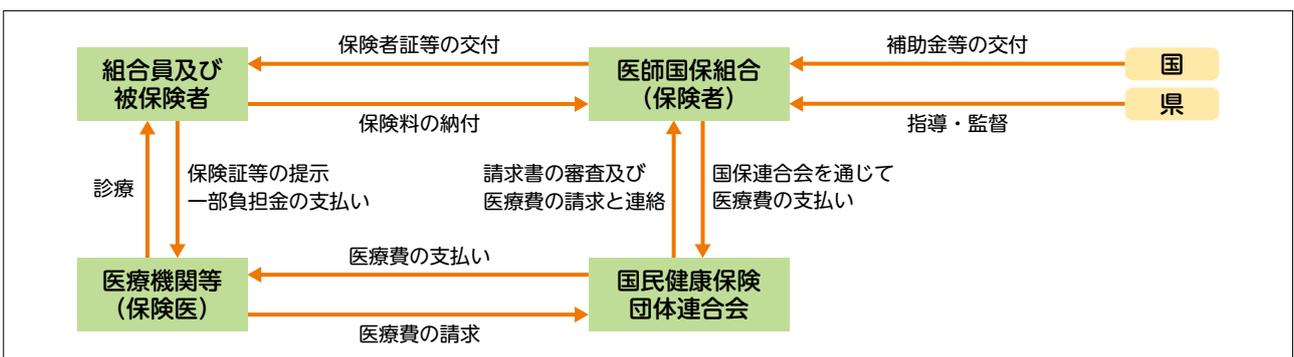
公的医療保険制度には、「被用者保険」、地域保険の「国民健康保険」、「後期高齢者医療制度」の大きく3つの種類があります。このうち国民健康保険は、自営業や農業の人など企業に所属していない地域の方々が加入する市町村の国民健康保険と、医師や歯科医師など同種・同業者の方々が健康保険組合を構成する国民健康保険組合の2つがあります。

これらの制度によって、国民全員が、職業を問わず何らかの医療保険制度に加入することが可能となり、これを「国民皆保険」と呼んでいます。



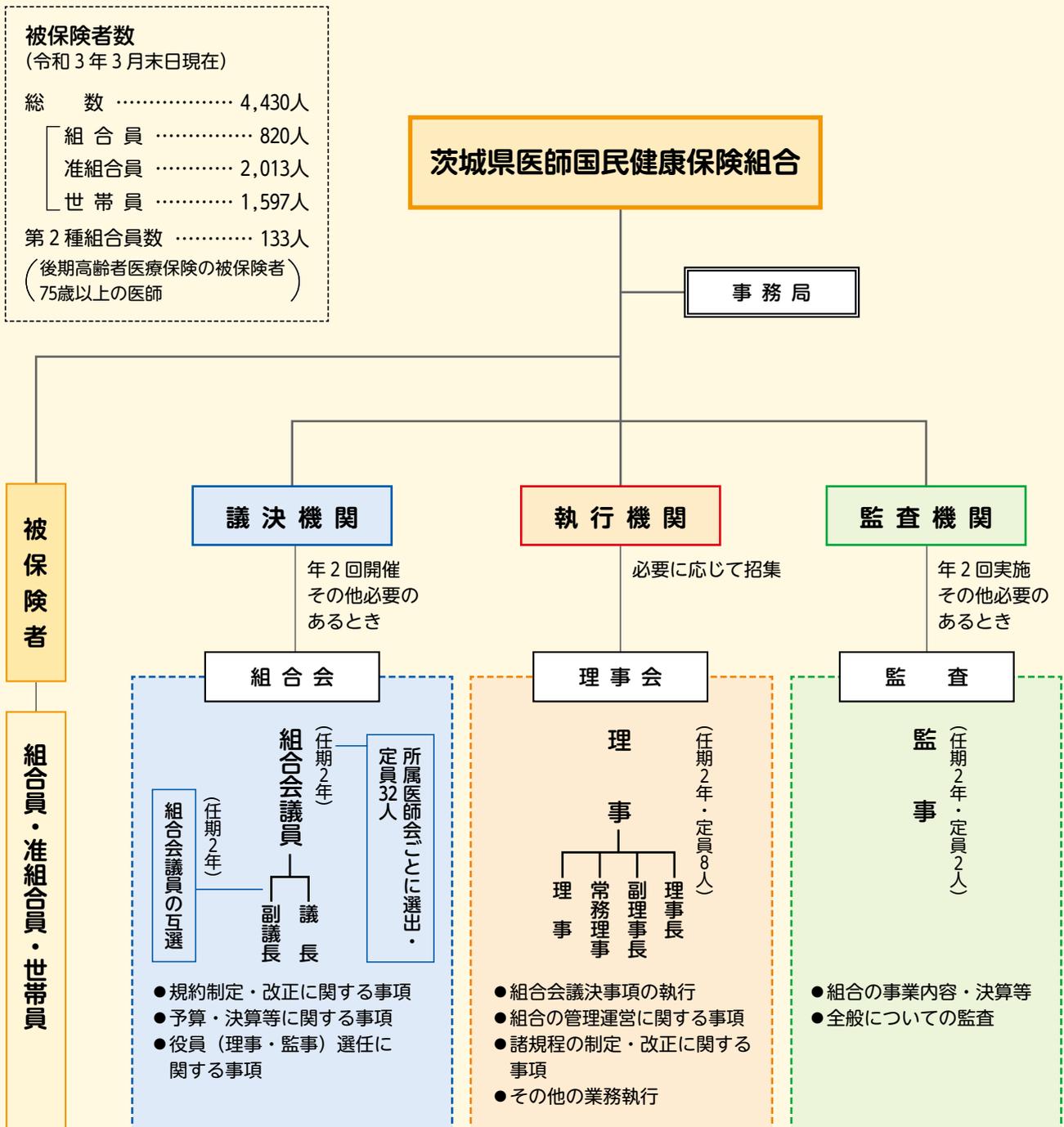
### 医療保険制度のしくみ

公的な医療保険制度は、加入する方々が保険料を負担し、この保険料と国などの補助金・交付金をもとに給付を行い、加入する方々はかかった費用の一部を負担すればよいしくみです。一人ひとりが単独で費用を負担すると高額となるため、社会全体で費用を負担して、一人ひとりの負担をできる限り抑えるためにつくられた制度です。



## 2 | 茨城県医師国民健康保険組合の組織

茨城県医師国民健康保険組合は、茨城県医師会の会員である組合員（医師）、組合員が開設者又は管理者である医療機関や福祉施設に勤務する准組合員（医師以外の従業員）、組合員・准組合員の世帯員が被保険者になります。組合は、組合の様々な業務を執行する「理事会」、予算・決算や重要事項を議決する「組合会」、事業内容・決算等を管理監督する「監査」と大きく3つの機関で構成されています。それぞれの機関がその機能を発揮し牽制し合うことにより、適正かつ円滑な組合運営に努めています。



# 3 | 組合加入資格等について

## 1 加入資格について

茨城県医師国民健康保険組合には、第1種組合員、第2種組合員、准組合員及び世帯員があり、加入するには以下の条件を満たす必要があります。

組合員 (医師)	
① 第1種組合員	茨城県医師会会員で県内で医療又は福祉の事業や業務に従事する医師
② 第2種組合員 (75歳以上の医師)	①のうち高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者の組合員
③ 准組合員 (従業員)	組合員である医師が開設者又は管理者である医療機関や福祉施設に勤務する者
④ 世帯員	組合員及び准組合員と同じ世帯に属する者 (住民票が同じであること) ※学生は組合員と住所が別であっても在学証明書を添付して申請することで加入可能

なお、以下の場合は組合員となることができません。

- 健康保険、船員保険及び共済保険の被保険者である本人又は被扶養者
- 生活保護法の適用を受けている世帯

## 2 資格喪失について

組合員、准組合員及びその世帯員は、以下の場合に資格喪失します。

- 組合員及び准組合員が医療・福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき、又は組合員が茨城県医師会の会員でなくなったとき
- 准組合員が勤務先を退職したとき
- 死亡したとき
- 健康保険、船員保険及び共済保険の被保険者になったとき
- 必要な届出や保険料の納入を怠るなどの理由により組合から除名されたとき

## 3 届出等について

組合員の資格取得、資格喪失、その他被保険者の資格に関する届出等は組合の定める様式により、組合員が14日以内に行ってください。申請は、組合事務所で直接行うほか郵便でも受け付けます。申請書は組合ホームページからダウンロード又は、組合までお問い合わせください。

## 4 健康保険の適用除外について

法人事業所と常時5人以上の従業員を雇用する事業所は、健康保険と厚生年金の加入が義務付けられていますが、全国健康保険協会（協会けんぽ）については、健康保険被保険者適用除外承認申請の手続きを14日以内に行うことで、医師国保組合に残ることができます。

適用除外承認後、医療保険は医師国保、年金保険は厚生年金になります。

# 4 | 保険料

## 1 保険料の種類別

- (1) 医療給付費分 0歳から74歳までの方が対象
- (2) 後期高齢者支援金分 0歳から74歳までの方が対象
- (3) 介護納付金分 40歳から64歳までの方が対象
- (4) 第2種組合員分 75歳以上の医師の方が対象



## 2 令和3年度 1人当たり月額保険料

### 1) 第1種組合員

第1種組合員の方は、下表の所得割と均等割の月額合計がその月の保険料となります。なお、介護第2号該当者(40歳から64歳の方)の方以外は、このうち介護納付金分を除いた額となります。

(円)

区 分		医 療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介 護 納付金分	月額合計
所得割 (前々年課税標準総所得額)	A	0円～ 200万円未満	0	0	0
	B	200万円～ 400万円未満	1,000	1,000	3,000
	C	400万円～ 600万円未満	8,000	2,500	13,000
	D	600万円～ 800万円未満	16,000	3,000	22,000
	E	800万円～ 1,000万円未満	28,500	8,500	45,500
	F	1,000万円～ 1,500万円未満	29,000	8,500	46,000
	G	1,500万円～ 2,000万円未満	30,500	8,500	47,500
	H	2,000万円～ 3,000万円未満	31,500	8,500	49,000
	I	3,000万円以上	32,000	9,000	50,500
均 等 割		16,500	4,000	5,500	26,000

- 1 新たに加えた組合員(規則で定める者を除く。)の当該年度内の第1種組合員所得割はF区分が適用されます。
- 2 同一同居世帯の第1種組合員の所得割は、同一同居世帯の第1種組合員分前々年課税標準総所得額を合算して主組合員に賦課されます。

## 2) 第2種組合員

(円)

区 分	医 療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介 護 納付金分	月額合計
均 等 割	5,000	—	—	5,000

## 3) 准組合員

(円)

区 分	医 療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介 護 納付金分	月額合計
均 等 割	12,500	4,000	4,500	21,000

## 4) 世帯員

(円)

区 分	医 療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介 護 納付金分	月額合計
均 等 割	7,500	3,000	2,500	13,000

※世帯員均等割は、加入する人数に乗じた額となります。

## 3 保険料の納入

第1種組合員、第2種組合員とその世帯員の保険料は、毎月20日（土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日）、組合員の指定口座からの自動引き落としになります。

准組合員とその世帯員の保険料は、医療機関の開設者（主組合員）の口座から併せて引き落としになります。

## 4 保険料に関するお知らせ

領収書の代わりとして、毎年1月から12月までに納付された保険料の「国民健康保険料納付済証明書」を翌年1月に送付します。ただし、保険料の滞納がある場合には「国民健康保険料納付証明書」を送付します。



## 5 | 保険給付について

下記の保険給付を行います。

注) 当組合では自家診療（自己の所属する医療機関における医師、従業員及びその家族の診療）については、療養の給付を行わないことになっておりますのでご了承ください（院外処方等を含む）。

こんなときに	給付の内容	給付の名称						
● 医療機関にかかるとき	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担</td> </tr> <tr> <td colspan="2">義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担</td> </tr> <tr> <td>70歳から74歳までの方</td> <td>一般所得者は窓口で2割を負担 現役並み所得者は窓口で3割負担</td> </tr> </table>	義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担		義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担		70歳から74歳までの方	一般所得者は窓口で2割を負担 現役並み所得者は窓口で3割負担	療養給付
義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担								
義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担								
70歳から74歳までの方	一般所得者は窓口で2割を負担 現役並み所得者は窓口で3割負担							
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 柔道整復の施術</li> <li>● コルセット等の治療用装具の作成</li> <li>● あんま・はり・きゅう・マッサージの施術</li> <li>● 自費扱いになったとき</li> <li>● 海外渡航中にやむを得ず医療機関にかかったとき</li> </ul>	治療費の全額を支払い、後日当組合に申請することにより払い戻し（自己負担分を差し引いた保険給付費分を現金で支給）を受けることができます。	療養費						
● 医療費の自己負担が高額になったとき	同じ保険医療機関で1か月に支払った一部負担金が、自己負担限度額（国民健康保険法で定めた計算式により算出した額）を超えた場合に支給します。	高額療養費						
● 世帯内での医療と介護の自己負担が高額になったとき	同一世帯内で、同じ月に介護保険受給者がいる場合に、高額療養費の算定単位で、医療と介護の自己負担（いずれも高額療養費等の支給があった場合はその額を除く。）を合算し、一定の基準（介護合算算定基準額）を超える場合には、超えた額を医療保険と介護保険の各保険者から支給します。	高額介護合算療養費						
● 訪問看護ステーションから訪問看護を受けたとき	療養の給付における自己負担と同額です。残りの費用は組合が負担します。	訪問看護療養費						
● 医師の指示で医療機関に移送されたとき	医師の指示により一時的、緊急的な必要があって移送された場合の費用を負担します。	移送費						
● 出産したとき	被保険者の出産に対し、1子につき42万円を支給します。	出産育児一時金						

こんなときに	給付の内容	給付の名称
●死亡したとき	<p>1) 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、次の葬祭費を支給します。</p> <p><b>第1種組合員 30万円</b></p> <p>※6か月以上被保険者である第1種組合員が、発病又は負傷した日から14日以内に死亡したときは、葬祭費加算金として10万円を加算して支給します。</p> <p><b>准組合員及び世帯員 10万円</b></p>	葬祭費
	<p>2) 第2種組合員が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、次の葬祭見舞金を支給します。</p> <p><b>第2種組合員 30万円</b></p> <p>(後期高齢者広域連合が同様の給付を行うときはその給付相当分を減額します。)</p> <p>※6か月以上(第1種組合員からの継続を含む。)第2種組合員が発病又は負傷した日から14日以内に死亡したときは、葬祭見舞金加算金として10万円を支給します。</p>	葬祭見舞金
	<p>3) 第1種組合員、第1種及び第2種組合員の世帯員である配偶者若しくは直系尊属が死亡したとき。</p> <p>※死亡前60日以内に療養給付等を受けなかった場合には、その者の主たる遺族に対し、死亡弔慰金20万円を支給します。</p>	死亡弔慰金
●療養や介護サービスを受けるために医業に従事することができなかつたとき	<p>第1種組合員が療養や介護サービスを受けるために15日以上医業に従事することができなかつたときに支給します。</p> <p><b>1日に付き8,000円</b></p> <p>※支給を始めた日から起算して360日を限度</p>	傷病手当金
●第2種組合員・組合員の世帯員である父母・配偶者が療養のため入院加療したとき	<p>療養のために15日以上入院加療したとき(入院を要する病状にもかかわらず特別な事情により居宅療養した場合も含まれます。)に支給します。</p> <p><b>1日に付き2,000円</b></p> <p>※支給を始めた日から起算して120日を限度</p>	傷病見舞金
●准組合員が療養のため入院加療したとき	<p>療養のために15日以上入院加療したときに支給します。</p> <p><b>1日に付き2,000円</b></p> <p>※支給を始めた日から起算して120日を限度</p>	傷病見舞金
●新型コロナウイルス感染症に感染し労務に服することができなかつたとき	<p>給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができず、給与等の支払いを受けられなかつたときに支給します。</p> <p>支給額 = 1日当たりの支給対象額<sup>(※1)</sup> × <math>\frac{2}{3}</math> × 支給対象となる日数</p> <p>※1 直近の継続した3か月の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 日額30,887円(令和2年3月現在)を限度</p>	特別傷病手当金

# 6 | 保健事業について

## 1 健康診断及び特定健康診査等について

組合では、健康診断費用を助成しています。健康診断の目的は、病気の発見、治療だけではなく、自分の身体をよく知ることや身体からの危険信号をキャッチすることで、生活習慣病の予防や早期発見を行うことにあります。健康診断と併せて、生活習慣病の予防・改善のための「特定健康診査・特定保健指導」を実施します。ぜひご利用ください。

### 1) 受診対象者

組合員とその配偶者及び40歳から74歳までの准組合員で特定健康診査受診券の発行がある方。  
 なお、第2種組合員は特定健康診査受診券の発行はありませんが、健康診断の受診対象となります。  
 ※40歳から74歳までの世帯員（組合員の配偶者は除く）は、特定健康診査のみ対象

### 2) 特定健康診査受診対象

40歳から74歳までの被保険者で、3月31日時点で加入している方。対象者には受診券を発行します。年度途中に加入した方及び40歳になる方、または脱退した方は対象外となります。  
 ※年度途中に75歳に達する方は、75歳に到達するまでの間が対象

### 3) 受診健診機関

	健診機関	簡易人間ドック	特定健康診査	特定保健指導		健診機関	簡易人間ドック	特定健康診査	特定保健指導
A	県医師会特定健診等登録健診機関	×	○	×	K	結城病院	○	○	×
B	茨城県メディカルセンター	○	○	○	L	土浦協同病院	○	○	○
C	つくば総合健診センター	○	○	○	M	龍ヶ崎済生会総合健診センター	○	○	○
D	日立メディカルセンター	○	○	○	N	小山記念病院健康管理センター	○	○	○
E	取手北相馬保健医療センター医師会病院	○	○	○	O	水戸協同病院	○	○	×
F	きぬ医師会病院	○	○	×	P	高萩協同病院	○	○	○
G	霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	○	○	○	Q	JAとりで総合医療センター	○	○	○
H	白十字総合病院健診センター	○	○	○	R	茨城西南医療センター病院	○	○	○
I	城西総合健診センター	○	○	○	S	なめがた地域医療センター	○	○	×
J	友愛記念病院総合健診センター	○	○	○	T	筑波大学附属病院	○	○	×

- 1 Aの県医師会特定健診等登録健診機関で受診する場合は、実施機関を茨城県医師会のホームページ等で確認のうえ、受診してください。
- 2 B～Tの健診機関では、原則として簡易人間ドックと特定健診が一緒に実施となります。
- 3 特定健診又は特定保健指導のみを受診する方は、上記健診機関で実施の有無を確認のうえ、受診してください。

### 4) 組合員・配偶者の受診方法

「健診」を希望する方は、各自、3) 受診健診機関へ予約してください。

「日曜健診」を希望する方は、3) のBの健診機関（茨城県メディカルセンター）での受診になります。

受診の際は、組合から送付する特定健康診査・簡易人間ドック受診券と被保険者証を健診機関に提出してください。

## 5) 准組合員の受診方法

各自、9ページの3) 受診健診機関へ予約し、特定健康診査・簡易人間ドック受診券を被保険者証と併せて健診機関に提出して受診してください。准組合員は、日曜健診は受けられません。

## 6) 助成限度額と自己負担額

【助成限度額】	区 分	助成限度額	年齢制限
	組合員とその配偶者	45,000円	なし
	准 組 合 員	30,000円	40歳以上

【自己負担額】		
1 簡易人間ドック及び 特定健康診査受診該当者	組合員及びその配偶者 45,000円を超える費用部分	
	40歳以上の准組合員 30,000円を超える費用部分	
2 特定健康診査のみの受診該当者	自己負担なし	
3 特定保健指導受診該当者	費用の3割	

## 7) 健診機関への組合負担分費用の支払い

3) の B~T の健診機関への組合負担分費用については、組合から健診機関へ直接支払います。3) の A の県医師会特定健診等登録健診機関で受診し、組合負担分を支払った場合には、その領収書を添えて組合へ請求してください（健診機関から組合へ直接請求も可）。

## 8) 事業主健診等のデータ提出について

労働安全衛生法に基づく事業主健診等が実施された場合は、特定健診の全部又は一部を行ったものとみなされますので、雇用主等は「事業主健診データ」のコピーを当組合まで提出してください。その際に、1人につき、2,000円を手数料としてお支払いいたします。

## 9) 留意点

組合員・准組合員とその世帯員の方で、特定健診等受診対象者は、県医師会の特定健診等登録健診機関として登録された組合員の健診機関で受診・指導を受けることができますが、組合員である医師が、自分で自分の健診・保健指導を行うことはできません。

## 2 インフルエンザワクチン接種補助

インフルエンザワクチンの接種費用に対し補助します。

対象者	全被保険者（市町村から補助を受けられる被保険者を除く。）
補助額	年度内1人1回限り2,000円



## 3 育児情報誌「赤ちゃん和妈妈」の配布

出産した被保険者の方に、月刊・育児情報誌「赤ちゃん和妈妈」を1年間配布します。

## 4 PCR検査に係る自家診査費用補助

新型コロナウイルス感染症無症状の被保険者の方が自院でPCR検査を行った場合、その費用の一部を補助します。

補助額	年度内1人1回限り5,000円
-----	-----------------

# 7 | 茨城県医師国民健康保険組合Q&A

## 1 資格取得について

<p>Q 組合員と准組合員はどちらがうのですか？</p>	<p>A 医師で茨城県医師会会員の方が組合員で、准組合員は、組合員に雇用されている医師を除く従業員の方です。</p>
<p>Q 第1種組合員と第2種組合員はどちらがうのですか？</p>	<p>A 第1種組合員は75歳未満の医師である被保険者のことです。第2種組合員は75歳以上の医師で医師国保組合に籍を残している後期高齢者医療制度の被保険者のことです。</p>
<p>Q 市町村国保と医師国保は、どのように違いますか？</p>	<p>A 基本的に、保険給付については市町村国保と同じです。ただし保険料は異なります。市町村国保の保険料については直接市町村国保へお問合せください。また、当組合では健康診断の補助等の保健事業や、独自の付加給付を行っております。</p>
<p>Q 診療所を開設し茨城県医師会にも入会しました。医師国保に加入したいのですがどうしたらよいのですか？</p>	<p>A 組合員資格申請（届）書【様式第1】（ホームページよりダウンロード可）へ必要事項記入のうえ、住民票謄本（マイナンバー記載のあるもの）を添付して当組合まで送付ください。</p>
<p>Q 家族の加入要件を教えてください。</p>	<p>A 収入に関係なく、医師を除く同一世帯の方（住民票謄本で確認）です。ただし、社会保険加入者を除きます。</p>
<p>Q 妻が専従者として自分の診療所から給与を得ていますが、自分の家族として医師国保に加入することはできますか？</p>	<p>A 加入できます。所得の有無に関係なく、住民票上同一世帯であれば家族として加入できます。</p>
<p>Q 別の住所に住んでいる家族を自分の家族として医師国保に加入させることはできますか？</p>	<p>A 加入できません。組合員と同一世帯の方が被保険者の範囲となりますので、たとえ税法上の扶養家族となっても住民票が同一世帯でないと加入できません。</p>
<p>Q 子供が学生です。住民票を移しているのですが、家族として医師国保に加入継続することはできますか？</p>	<p>A 加入できます。学生（独身者）については、別の住所にあっても同一世帯として加入継続できます。在学証明書、居住地の住民票謄本を当組合まで送付ください。</p>
<p>Q 従業員（准組合員）の加入要件を教えてください。</p>	<p>A 組合員に雇用されている医師以外の方です。常勤、非常勤は問いません。 准組合員資格申請（届）書【様式第2の(2)】（ホームページより様式ダウンロード可）へ必要事項記入の上、住民票謄本（マイナンバー記載のあるもの）と念書を当組合まで送付ください。</p>



## 2 資格変更について

<p>Q 現在、従業員を社会保険に加入させていますが、医師国保に変更することはできますか？</p>	<p>A 変更することはできません。制度上社会保険が優先されますので社会保険に加入している従業員を医師国保に移すことは、事業所の形態が変わらない限りできません。</p>
<p>Q 事業所を医療法人事業所に組織変更した場合の手続きを教えてください。</p>	<p>A 医療法人事業所は社会保険の強制適用になりますが、「健康保険適用除外承認申請書」を年金事務所に提出し、承認を得れば医師国保に残れます。なお、医療法人事業所になってから「健康保険適用除外申請」をしないと、年金事務所から法人事業所として「健康保険者証」が送付され、医師国保を抜けていただくこととなりますので、早めに手続きを行ってください。</p>
<p>Q 個人事業所で5人目の常勤従業員を雇うことになりましたが医師国保に残ることができますか？</p>	<p>A 5名以上になった場合は通常は社会保険に強制適用になりますが、「健康保険適用除外申請書」を年金事務所に提出し、承認を得れば5名以上でも医師国保に残れます。また、従業員は5名以上であるが、常勤は4名以下である場合について、社会保険の強制適用の対象になりませんので、非常勤であることがわかる証明書を送付ください。</p>
<p>Q 健康保険適用除外承認申請書はどこでもらえますか？</p>	<p>A 当組合にあります。必要な場合はご連絡ください。ホームページからもダウンロードできます。</p>
<p>Q 婚姻等により姓が変わる、又は引っ越しして住所が変わりました。どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>A 医師とその家族は、組合員資格変更申請（届）書【様式第1】で、従業員とその家族は、准組合員資格変更申請（届）書【様式第2の（2）】へ記入し、住民票謄本、変更前被保険者証を併せて送付ください。変更後の被保険者証は医療機関宛に送付いたします。</p>

## 3 資格喪失について

<p>Q 従業員（准組合員）が退職するときの手続きを教えてください。</p>	<p>A 准組合員資格喪失申請（届）書【様式第2の（2）】へ記入のうえ、被保険者証を添付し14日以内に送付ください。離脱証明書を発行し医療機関宛に送付いたします。離脱証明書を退職者へお渡しください。資格喪失日は退職日の次の日です。</p>
<p>Q 高齢のため、開業していた診療所を閉院することにしましたが、医師国保に残ることはできますか？</p>	<p>A 診療所閉院と同時に茨城県医師会も退会する場合は、加入条件から外れるため、資格喪失となります。引き続き茨城県医師会の会員で、医療・福祉の事業または業務に従事する場合は、医師国保に残ることができます。</p>

## 4 保険給付について—高額療養費

<p>Q 入院し高額の治療費を支払ったのですが、申請はどのようにすればよいですか？</p>	<p>A 高額療養費に該当された方は、診療月から約3か月後に組合から申請書を医療機関宛に送付いたしますので、申請してください。</p>
---	---

保険給付について—高額療養費は次ページに続く →

<p>Q 限度額適用認定証の交付を受けるにはどのようにすればよいですか？</p>	<p>A 限度額適用認定申請書（ホームページよりダウンロード可）と添付書類を組合に申請してください。</p>
<p>Q 申請に添付する書類について教えてください。</p>	<p>A 世帯の中で医師国保に加入している方全員の所得の証明書（課税証明書・非課税証明書）が必要になります。ただし、マイナンバーによる所得判定ができる方については添付書類が不要です。 ※高額療養費は所得区分により自己負担限度額が違います。</p>

## 5 保険給付について—療養費

<p>Q 整形外科で治療用の装具（コルセット）を作り、その代金を組合に請求できると聞いたのですが、どのようにすればよいですか？</p>	<p>A 国民健康保険療養費支給申請書（治療用装具）と国民健康保険療養費請求書へご記入のうえ、医師が治療のために必要であると認めた診断書、装具の領収書とともに組合に申請してください。申請用紙は郵送いたしますので、当組合へご連絡ください。</p>
<p>Q 被保険者証が手元にない時や緊急でやむを得ない理由で診療を受けた場合はどのようにすればよいですか？</p>	<p>A 自費で医療費の全額をお支払いいただき、後に、組合に申請をすれば保険者負担分が払い戻されます。申請には療養費支給申請書、診療報酬明細書、領収書等が必要になります。</p>

## 6 保険給付について—出産育児一時金

<p>Q 出産を予定していますが、出産育児一時金の支給条件を教えてください。</p>	<p>A 出産日に被保険者資格を有していることです（妊娠85日以上 の流産、死産含む）。 なお、医師国保に加入する前の保険が、社会保険の本人で1年以上の資格があり、退職後半年以内に出産された場合は、社会保険から支給されます。 しかし、社会保険に出産育児一時金を受け取る意思表示をしなかった場合には、医師国保から支給します。その際は社会保険から出産育児一時金を受け取っていない旨を証明する書類が必要になります。</p>
<p>Q 出産育児一時金の産科医療補償制度について教えてください。</p>	<p>A 産科医療補償とは、医療機関等が加入する制度で、加入医療機関で制度対象となる出産をされ、万一、分娩時に何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、子どもとご家族の経済的負担を補償するものです。 ※在胎週数22週以降の分娩（死産含む）が対象となります。</p>
<p>Q 出産育児一時金の申請について教えてください。</p>	<p>A 申請には、「直接支払制度を利用して医療機関等が申請」、「受取代理制度を利用して医療機関等が申請」、「被保険者が直接申請」の3通りの方法があります。 「直接支払制度」、「受取代理制度」は、その制度を導入している医療機関等でご利用いただけます。制度の導入は1医療機関一つに限り、どちらも導入していない医療機関等もあります。その制度を利用するかは被保険者が選択することになります。</p>

## 7 保険給付について— 葬祭費

Q 組合員本人が死亡した場合、口座名義人は誰の口座を記入したらよいですか？

A 葬祭を行った方の口座番号を記入してください。葬祭を行った方であれば、本人との扶養、生計維持、同一世帯等の関係は問いません。

## 8 保険給付について— 傷病手当(見舞)金

Q 傷病手当金について教えてください。

A 第1種組合員が疾病、負傷のため15日以上業務に従事できなかったときに支給されます。

Q 傷病見舞金について教えてください。

A 第2種組合員と組合員の配偶者、父母が15日以上入院(やむを得ず居宅医療も該当)した場合、支給されます。准組合員は15日以上入院した場合支給されます。

## 9 後期高齢者医療制度について

Q 「後期高齢者医療広域連合」とは、どんな機構なのですか？

A 「広域連合」は後期高齢者医療の事務を行うために、都道府県ごとに区域内の全ての市区町村が加入して設立された地方公共団体で、被保険者証の発行や保険料の決定、疾病や負傷等に関する保険給付を行います。75歳以上の方は全員、被保険者として加入することになります。

Q 医師国保に残れば、「広域連合」の被保険者にならなくていいのですか？

A 医師国保組合に被保険者として残ることはできません。「広域連合」の被保険者にならなければなりません。ただし、75歳以上でも希望により「被保険者でない組合員」として医師国保に残ることができます。

Q 「被保険者でない組合員」とは、どんな性格のものですか？医師国保に残った場合、メリットはあるのですか？

A 「被保険者でない組合員」というのは、名目上の組合員ですが、保険給付以外の給付は受けられます。メリットとしては、75歳未満の家族・従業員が今までどおり医師国保の被保険者として給付を受けることができます。

Q 「被保険者でない組合員」として残りたい場合は、どのようにすればよいのですか？

A 誕生日1か月前に希望調査をしております。残りたい場合は「第2種組合員希望」と届出いただければ残れます。75歳未満の家族・従業員は何も手続きしなくて結構です。

Q 75歳未満で障害認定を受けていますが、「広域連合」に移行するのですか？

A 希望により、移行が可能です。65歳以上75歳未満で広域連合から一定の障害があると認定を受けた場合は、認定日から広域連合に加入できます。

Q 75歳になった日から、「広域連合」に移行するのですか。その場合、何か手続きが必要ですか？

A はい、移行します。手続き等については、「広域連合」から案内がきますので、それに従ってください。

Q 今回組合に残るため、第2種組合員となったが、その後、抜けることはできますか？

A いつでも、希望したときに抜けることができます。

詳しいことはホームページまたは組合までお問い合わせください

## 茨城県医師国民健康保険組合

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489

TEL 029-241-6645 FAX 029-244-4101

E-mail office@ibaikokuho.jp

URL <https://www.ibaikokuho.jp>

茨城県医師国保組合

検索

令和3年11月発行